

◆第二次佐久市環境基本計画（骨子案）

1 計画の目的

- ・ 佐久市環境基本条例第8条に基づき策定する環境基本計画について、現行の環境基本計画の計画期間が平成29年度に終了することから、平成29年度末までに次期計画となる『第二次佐久市環境基本計画』（以下「第二次計画」という。）を策定します。
- ・ 東日本大震災以降の社会環境の変化やパリ協定の発効、生物多様性の保全への対応などの新たな環境課題に対応した第二次計画として、佐久市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、さらなる取組を推進していきます。

佐久市環境基本条例の基本理念

■ 良好な環境の確保と、将来への継承

環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

■ 持続可能な社会の構築と、市民の積極的な取組

環境の保全等は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

■ すべての事業活動や日常生活における地球環境保全への取組

地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

2 計画の期間

- ・ 平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

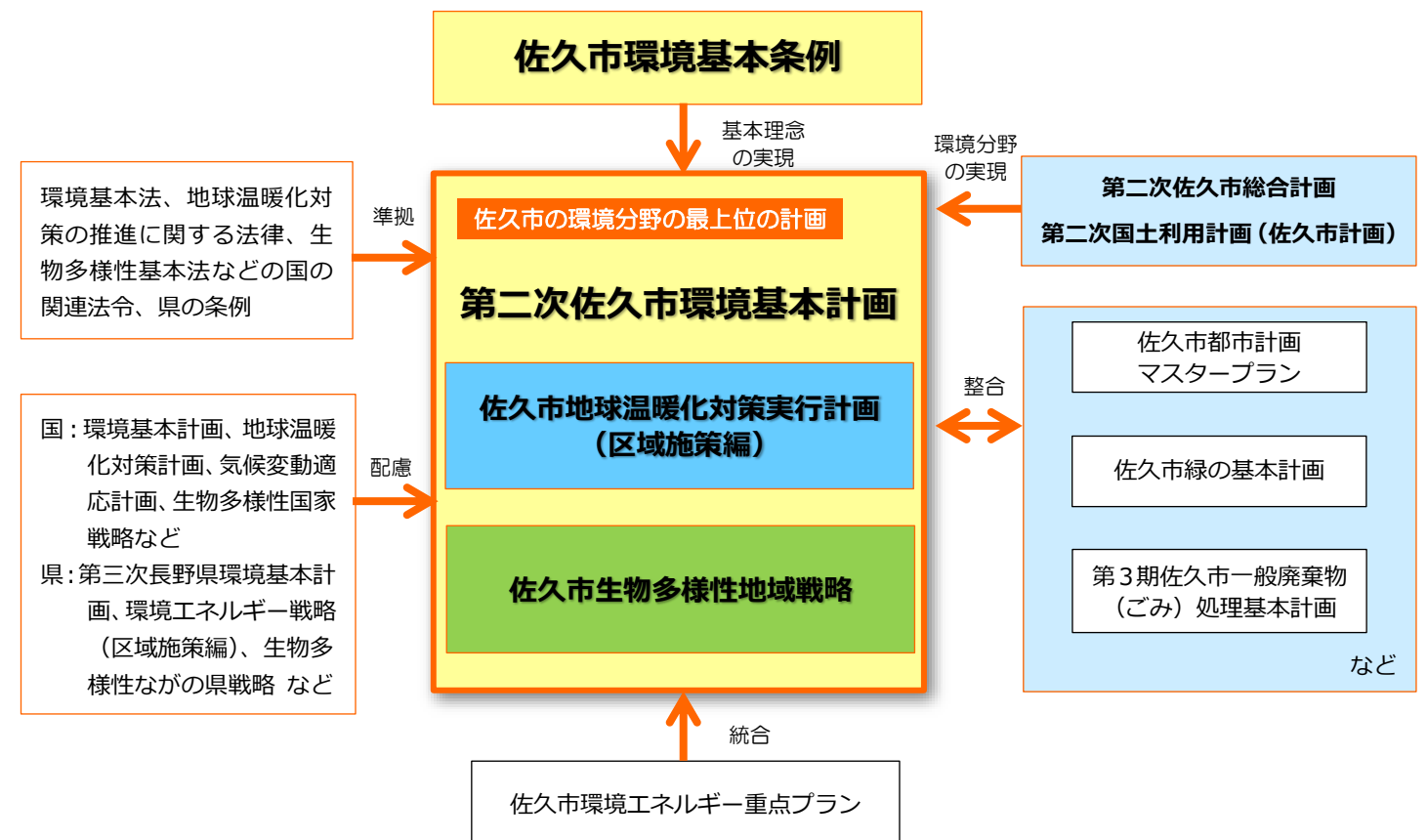
3 計画の範囲

- ・ 本計画が対象とする分野は、安全・安心社会、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、環境保全活動の5分野とします。
- ・ 対象とする地域は佐久市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

4 計画の位置付け

- ・ 第二次計画は、市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」に掲げる将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、環境行政の最も基礎となる計画です。
- ・ 第二次計画は、「生物多様性基本法」第13条に基づく『生物多様性地域戦略』及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画とします。
- ・ 現行の「佐久市環境エネルギー重点プラン」におけるエネルギー施策や目標値等の見直しを行い、本計画に盛り込みます。

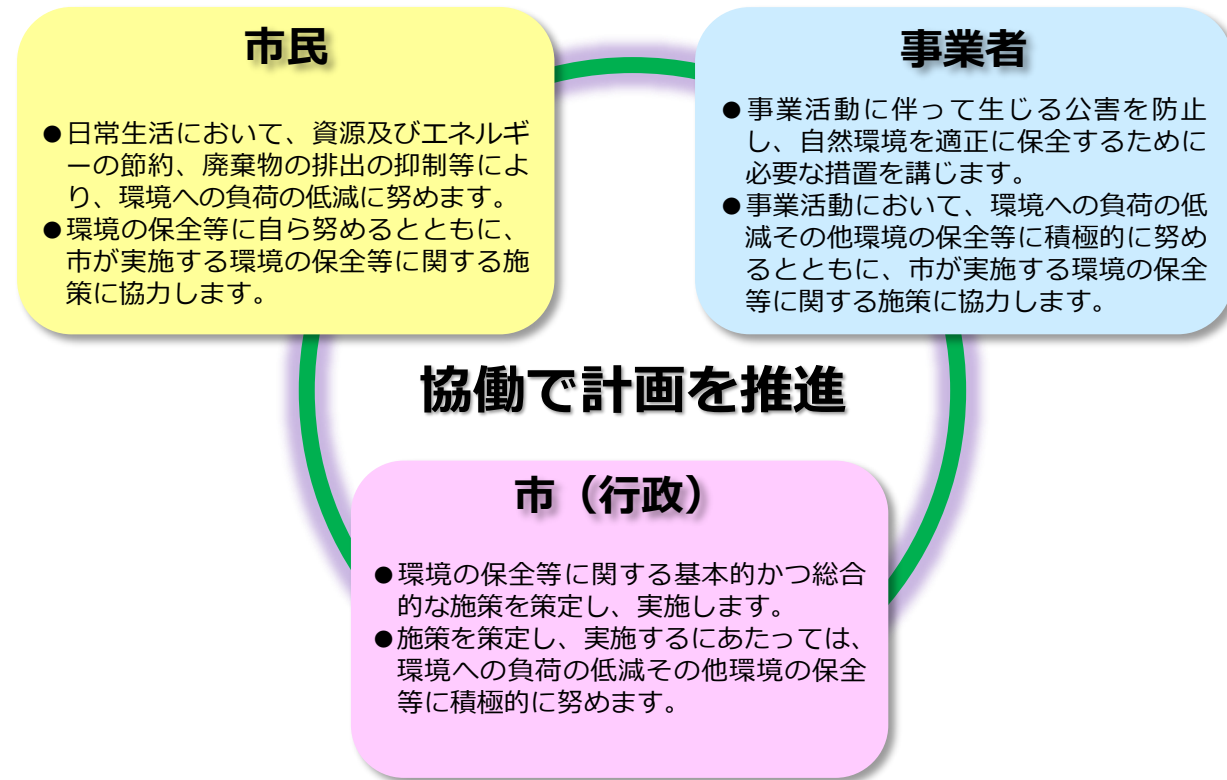
第二次佐久市環境基本計画の位置付け



5 計画の推進主体

- ・本計画の推進主体は、市民・事業者・市（行政）とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

第二次佐久市環境基本計画の推進主体



6 望ましい環境像(案)

- ・私たちは、自然と共生した生活を営んできた先人の知恵に学びながら、緑豊かな自然を守り育て、私たち人間はもとより、生態系の全ての生き物が穏やかに暮らすことのできる豊かな環境を将来に継承していかなければなりません。
- ・第一次計画となる『佐久市環境基本計画』に掲げた望ましい環境像を継承し、以下のとおり定めます。

水と緑きらめく自然を、
みんなの力で未来に伝えるまち

7 基本目標(案)

- ・望ましい環境像を実現するため、以下の5つの基本目標を定めます。

基本目標 1 安全・安心社会の実現 ～良好で快適な生活環境を未来に伝えるまち～

- ・市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査などを実施します。
- ・ごみのポイ捨て防止などのまちの美化、まちなみ景観への配慮等の意識高揚を図ります。

基本目標 2 自然共生社会の実現 ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～

- ・山林、樹林地や水辺の改変、荒廃農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上に向けた取組を展開します。
- ・生物多様性についての意識の高揚を図るとともに、多様な動植物の生息・生育環境の大切さを実感できる場や身近な機会の増加に努めます。

基本目標 3 低炭素社会の実現 ～省エネのライフスタイルを未来に伝えるまち～

- ・本市で暮らし活動する人びとが、積極的に賢い省エネ行動を選択することによって、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動への転換を促進します。
- ・太陽光などの再生可能エネルギーの適切な導入促進をはじめ、省エネルギーに配慮した建物への転換促進など、温室効果ガスを排出しにくいまち、気候変動の影響に適応したまちづくりを進めます。

基本目標 4 循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

- ・ごみが排出される前に減量化することを優先する排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点をおいた3Rの取組を推進し、同規模の地方自治体でも優良クラスの1人1日当たりごみ排出量の維持・削減を図ります。

基本目標 5 環境保全活動の拡大 ～協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち～

- ・家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会でも、子どもと大人が一緒になって本市の環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。
- ・若年層や家族が気軽に興味を持って参加できる環境保全活動のスタイルを創出し、将来にわたって、市民・事業者・市の協働による環境保全活動が継続していく仕組みの構築を目指します。

望ましい環境像

水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち

基本目標

1 安全・安心社会の実現

～良好で快適な生活環境を未来に伝えるまち～

2 自然共生社会の実現

～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～

3 低炭素社会の実現

～省エネのライフスタイルを未来に伝えるまち～

4 循環型社会の実現

～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

5 環境保全活動の拡大

～協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち～

個別目標

水資源の保全

安心・安全な生活環境の保全

快適な街並みの形成

生物多様性の保全

みどり・水辺の保全

省エネルギー化の推進

再生可能エネルギーの利用促進

まちの低炭素化の推進

気候変動適応策の推進

3Rの推進

安心・安全・安定したごみ処理の推進

環境に配慮した行動の実践

環境教育・環境学習の推進

協働による環境活動の推進

環境施策

- ・良好な水環境の維持
- ・健全な水循環の維持
- ・水資源の保全に向けた普及、啓発

- ・公害防止対策の推進
- ・監視、測定体制の充実

- ・まちの美化の推進
- ・街並み景観の向上

- ・動植物の生息・生育環境の保全
- ・動植物とふれあえる空間の創造
- ・生物多様性の保全に向けた普及、啓発

- ・森林の保全
- ・農地の保全
- ・河川、水辺の保全、整備
- ・公園の整備・維持管理、緑化の推進

- ・家庭の省エネルギー化の促進
- ・事業者の省エネルギー化の促進
- ・公共施設の省エネルギー化の推進

- ・再生可能エネルギーの導入の促進

- ・省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進
- ・環境負荷の少ない社会システムへの転換の推進

- ・自然災害対策の推進
- ・ヒートアイランド対策の推進

- ・ごみの発生抑制に向けた普及、啓発
- ・分別排出、収集の徹底

- ・適正な処理体制の整備・充実
- ・不法投棄対策の推進

- ・エコライフ実践に向けた普及、啓発
- ・環境活動情報の共有

- ・学校における環境教育の充実
- ・地域における環境学習機会の拡充

- ・環境ボランティア、環境リーダーの育成
- ・環境に配慮した活動への支援
- ・協働による環境活動、イベントの充実